

日時・場所	平成31年3月25日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- 先週議会が閉会となった。それぞれの部で作成頂いた予算が可決された。作成作業、また中身の検討等ご苦労様でした。新年度に向けて準備をしてほしい。
- 本日午後人事異動の内示を発表する。人事の方針に基づき、実績と意欲、責任を踏まえた人事配置となっている。全てが満足するのは難しいが、新しい役割、また引き続きの役割を担い、ここにいる職員も他の職員も対応してもらいたい。
- 議決の日に京都新聞に市民病院整備についての記事が掲載された。全協でも話した通り、少なくとも3点事実誤認があり、事前に単独取材を受け1時間程度話した情報も反映されていない。また、新聞だけでなくインターネット上にも記事が出ている。明らかに間違っている部分があり、対応をどうするかを検討しているところである。中身が分かっている人はいいが、市民や一般の人が見るとむしろ記事によって不安や疑心暗鬼になる内容であり、異常な事態である。前の美和コーポのアスベストもそうであるが、情報はきちんと公開しながら進めている。単独の問題ではなく、他の事業においても、これまで通りひるまずに取組んでほしい。

2. 報告事項

- ① 退職職員及び長期派遣職員辞令交付式（平成31年3月29日）及び人事異動辞令交付式・年度始め式（平成31年4月1日）について

[所管:総務部]

退職職員及び長期派遣職員辞令交付式を3月29日（金）午後4時から野洲文化ホール小ホールで行う。

また、人事異動辞令交付式・年度始め式を4月1日（月）に行う。午前9時から管理職への昇任職員、新規採用職員（再任用職員、割愛教員を含む）、その他の次長級以上の人事異動者、午後4時30分からは新規採用職員（医師4名、新卒看護師6名）を対象とし、いずれも会場は市役所本館3階第1委員会室である。

- ② 人権研修について

[所管:総務部]

職員対象の人権研修について、人権研修を受ける機会がない職員がいることや職階に見合った研修となっていない可能性があること等から、全ての職員に研修機会を提供するとともに、職階に応じた研修内容になるよう見直しを行うので報告する。

一般職については、幅広い知識の習得を目的とし、「びわこ南部地域人権啓発連続講座」「人権教育研究大会」等の中から1つを選択し参加することとし、指導職は議論を中心とした研修を人事課で開催する。管理職については、指導者育成を中心とした内容の研修とする。

→幅広い知識の習得というよりは、市職員として大きな社会問題、人権問題となっている問題を集中的にしないといけないのではないかと。虐待や隠れた部落差別、これからは外国人の問題も考えられ、地域で起こっている問題を職員が共有する必要がある。課題を設定し、それに合わせて中身を考える必要があり、既存の研修に参加するだけでいいのか。もっと強烈な問題意識を持ち、積極的にしてもいいのではないかと。特に新規採用職員の研修は大切にすることが必要である。暫定的な整理としてはこれでいいが、これでベストではない。もう一段有効な研修かどうかを検証するという前提で了承とする。

- ③ 野州市情報公開条例等の一部を改正する条例について

[所管:総務部]

不正競争防止法等の一部を改正する法律に係る工業標準化法の一部改正により、日本工業規格の名称が日本産業規格へ変更となることから、関連する条例の一部を改正する。

4. その他伝達事項

- 滋賀県議会議員選挙について、3月29日が告示日であり、期日前投票を3月30日～4月6日まで行う。年度末から年度初めを跨ぐ忙しい時期であるが、協力を願う。場所は従来通り、本館1階第1会議室と防災コミセン2階の研修室である。（総務部）
- 人事異動の内示を本日午後1時に発令する。（総務部）
- 総合計画ロードマップについて、各部で提出頂いた内容を企画調整課で取りまとめるので、以降の訂正については企画調整課まで連絡願う。（政策調整部）

- ・ 5月から元号が改められることによる議会定例会、臨時会の称呼については、規則等での取り決めがなく、各市議会で判断を行うこととされている。野洲市での取り扱いについては、議会運営委員会で決定いただき、全協で周知した。改元に関係なく1月から12月の間の回数とし、次の議会を「(例)新元号元年第3回野洲市議会定例会」とすること決めたので報告する。(議会事務局)
- ・ 一般質問、代表質問の通告書の提出期限につき、議会事務局で内容を確認する時間を設けるため、従来の期限を変更し、いずれも開会日の前日の正午までとすることに決定されたので報告する。執行部に渡す日程は従来通りである。(議会事務局)
→そもそも議会が開くまでに質問を通告することに問題はないのか、整理しておくこと。
→議会事務局が内容確認を行うことにより、過重労働とならないこと、また議会と執行部の間の板ばさみとならないよう留意すること。
→議会の日程を組む際に、職員が休日出勤して答弁書を作成するようなことのない日程とするよう留意すること。

5. 次回部長会議の予定

4月1日(月) 午後 庁議室